

東京圏（第18回）・福岡市・北九州市（第12回）・愛知県（第6回） 国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨

1. 日時 平成29年9月4日（月）16:59～17:42

2. 場所 虎ノ門ヒルズフォーラム4階ホールB

3. 出席

梶山 弘志 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

小池百合子 東京都知事

高島宗一郎 福岡市長

北橋 健治 北九州市長（代理：今永 博 北九州市副市長）

大村 秀章 愛知県知事

木村 恵司 三菱地所株式会社 特別顧問

竹内 勤 学校法人慶應義塾 常任理事（病院・医学部担当）

ケイアイ カイト サウレテクノロジー株式会社 代表取締役

藤戸 哲谷 tugu. town黒崎実行委員会 代表理事

松本 文明 内閣府副大臣

長坂 康正 内閣府大臣政務官

八田 達夫 国家戦略特別区域諮問会議 有識者議員

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ 座長代理

八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

鈴木 亘 東京特区推進共同事務局長

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長

岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局参事官

4. 議題

（1）認定申請を行う区域計画（案）について

（2）その他

5. 配布資料

資料 1－1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料 1－2 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料 1－3 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）
資料 2 東京都提出資料
資料 3 福岡市提出資料
資料 4 北九州市提出資料
資料 5 愛知県提出資料
参考資料 1 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿
参考資料 2 未来投資戦略2017国家戦略特区関係（抜粋）

○事務局 それでは、お揃いのごさいますので、定刻になりました。ただいまより「東京圏（第18回）・福岡市・北九州市（第12回）・愛知県（第6回）国家戦略特別区域会議合同会議」を開催いたします。

出席者につきましては、お手元の参考資料 1 を御参照ください。

なお、大村愛知県知事におかれては、テレビ会議での御出席をお願いするということになってごさいます。

それでは、まず初めに、梶山大臣より御発言をお願いしたいと思います。梶山大臣、お願いいたします。

○梶山大臣 先月 3 日の内閣改造におきまして、国家戦略特区を始めとする地方創生、そして規制改革を一体的に担当することとなりました、梶山でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、区域会議に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

私が申し上げるまでもなく、国家戦略特区は、長年実現できなかった岩盤規制を改革し、突破口を開き、さらにまた産業の国際競争力を強化し、そしてビジネスのしやすい環境を作っていくための非常に重要な手段であります。

本年度末までが「集中改革強化期間」となっておりますけれども、残された期間、この残った岩盤規制改革を積極的に進めて、特区での活用メニューをさらに追加するとともに、スピーディーに実現可能な事業の実現に向けて最善の努力をしまいたいと思っております。

そのためにも、規制改革に対して意欲あふれる自治体の皆様の大胆な現場ニーズに沿った規制改革の提案が必要であります。さまざまな抵抗やハードルもありますけれども、担当大臣として先頭に立って挑戦をしまいきますので、自治体の皆様の熱意あふれる取り組みを心よりお願い申し上げる次第であります。

さて、本日は、東京圏、福岡市・北九州市、愛知県の 3 区域の計 12 事業について区域計画案を審議いただきますが、できれば本日御了解をいただいて、速やかに総理認定の手续へと進めてまいりたいと存じます。有意義かつ忌憚のない審議を御期待申し上げて、私の

挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 梶山大臣、ありがとうございました。

あわせまして、松本副大臣が着任されておりますので、その旨、御紹介をさせていただきます。

○松本副大臣 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、プレスの皆様、恐縮でございますが、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○事務局 議題に入ります前に、今後の特区の取組みとして6月に閣議決定いたしました改訂成長戦略の特区関係部分を、お手元に参考資料2として配付してございます。本日は説明を省略させていただきますが、御参照いただければと思います。

それでは、順次、議題(1)の、認定申請を行う区域計画(案)につきまして、審議いただきます。区域ごとに事務局、私のほうから計画案を御説明し、その後、各自治体、民間事業者の皆様より、追加の規制改革提案を含めて御発言を求めたい。地域・バイ・地域で進めさせていただければと思います。

それでは、議事に従いまして、まず最初に、東京圏の計画案について、資料1-1に基づき御紹介をさせていただきます。資料1-1をご覧ください。

東京圏におきましては、新たに6事業につき、区域計画の追加を行います。

まず、2の(1)で、都市再生特別措置法の特例でございます。

通常、民間都市再生事業計画の認定には関係自治体の意見聴取が必要ですが、本特例により、特区計画の認定をもって事業計画が認定されたものとみなされます。着工前の行政手続の簡略化、経済効果の発現を迅速化するものでございます。今回は浜松町二丁目地区の事業について決定いたします。

次に、2の(2)で、都市計画法の特例でございます。

都市再生プロジェクトについて、都市計画決定までの関係機関との調整はあらかじめ目標時期を明らかにした上で、ワンストップで行うことにより、手続を迅速化するものであります。これまで14事業、都市計画を決定してまいりましたが、今回は八重洲二丁目中地区、三田三・四丁目地区及び虎ノ門・麻布台地区の3プロジェクトで手続の迅速化を図った上で都市計画を決定いたします。

次に、2の(6)の、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁でございます。

本特例は、二国間協定の締結または変更により「トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック」において外国医師を新たに受け入れ、その外国医師の出身国だけでなく、全ての外国人患者に対する診療を実施するものという対象の追加でございます。

次に、4の(5)の「自動走行実証ワンストップセンター」についてです。

完全自動走行の早期実現を図るには、公道実証を行おうとする事業者の手続負担を軽減することが重要であります。このため、小池知事からの御提案に基づき、また、さきの改正特区法に関係規定を盛り込んだことを踏まえ、事業者が重点的・集中的に実証に取り組

めるよう、支援を行う「自動走行実証ワンストップセンター」を区域会議のもとに設置します。センターでは、公道実証実施者に対して相談対応はもとより、実証エリアを提供してくれる区市町村とのマッチング、関係機関への事前連絡などの支援をワンストップで行ってまいりますということで、これは愛知県さんの措置とともに実現をすれば初活用の事例ということになるかと思います。

事務局からは以上でございます。

それでは、東京都の小池都知事から、御発言をお願い申し上げます。

○小池知事 ありがとうございます。

まずは、梶山大臣におかれましては、特区の御担当大臣に御就任、誠におめでとうございます。また、松本副大臣におかれましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速、今、お取り上げいただきました件につきまして、私のほうから御紹介をさせていただきます。御説明はお手元のペーパーのほうをご覧くださいければと思います。

まず、資料の1ページでございます。私は都民ファーストの「新しい東京」ということから、3つの柱で新しいシティをつくっていこう。セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティ。この3つのシティを実現する。その中に、主体として女性が活躍できる社会であったり、それから、国際金融で再活性化をしていこう。これらのことを、この3つのシティの中に政策として盛り込んでいるところでございます。

この特区会議でいろいろとお取り上げいただいている項目は、スピード感を持って仕上げるからこそ意味があるのだろうというふうに思っておりまして、私どもも、この3つのシティはスピード感を持って実現することにこそ、国際競争に打ち勝つ。国際都市間競争というものも大変すさまじいスピードでございますので、これらのこの競争について勝ち抜くためにも、これまで以上に国家戦略特区を徹底的に活用していきたい。このように考えているところでございます。

資料の2ページをご覧ください。金融都市等の実現に資する都市再生の推進ということで、八重洲、虎ノ門・麻布台、三田、浜松町。この4つの地区で都市計画法などの特例を活用させていただいて、インターナショナルスクールなどの金融系を初めとする外国の人材・企業等が活躍できる生活・ビジネス環境の迅速な整備を進めるというものでございます。

次の3ページも関連いたしまして、外国医師の特例をお認めいただきたいという意味でございます。

金融系などの高度外国人材の受け入れを促進するためには、御本人のみならず御家族が母国語で、その国の言葉で安心して受診できる医療環境を整備することが重要で、そのために特区を活用して「トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック」。これを外国医師が自国以外の外国人の方も診療できる、そのような医療機関に追加をするというものでございます。

それから、資料の4ページでございます。東京都は今年6月に国際金融都市東京構想の骨子を発表いたしておりまして、それこそ今、生き馬の目を抜くように、各国で競争がございまして。フィンテック分野のアクセラレータプログラムを実施しようということで、具

体的な取組みに現在着手をしているところでございます。

この構想の骨子に基づいては、国家戦略特区の所得控除制度の適用対象に資産運用業とフィンテックを追加する。このことを国に要望してまいりましたが、先般、いよいよ内閣府の税制改正要望に盛り込んでいただいたということでございます。誠にありがとうございます。そして感謝をすると同時に、これからもこの必要性、意味はどういうものがあるのかなど、しっかりと説明を果たしていきたいと考えておりまして、ぜひとも実現につなげていただきますよう、お願いを申し上げます。

資料の5ページ目でございます。こちらでも国際的な競争が激しい分野でございます。自動走行システムを活用した実証実験を促進するために東京「自動走行ワンストップセンター」を9月中に国と都が共同で設置するというものでございます。

このセンターは東京都に窓口を設置いたしまして、自動走行の実証実験に関してのさまざまな相談、そして情報の提供など、国などの関係機関との協力のもとにスピーディーに対応していくというものでございます。そして東京都自動走行サンドボックス分科会とも連携をいたしまして、現行制度や手続の抜本的な見直しなどの検討に寄与していきたい。このように考えております。

なお、既に事業者からは最先端の遠隔型自動運転の実証実験を年内にも行いたいとの御相談を受けておりまして、このセンターも活用しながら速やかに実現できるように取り組みたく存じます。

このように、金融であったり、産業の飯の種である自動車産業であったり、これらはまさしくスピード感が何よりも肝要かと思っております。これらの日本の飯の種、東京におきまして、それが実行できるように、ぜひとも皆様方の御協力と御理解を賜りたく存じます。

資料の6ページでございますけれども、これは早速御対応いただいた例でございますが、昨年の8月に島焼酎の特区を提案させていただいて、先般の法律改正で、内閣府のほうでもスピーディーに対応していただいたことから、法律改正で創設をされた島焼酎特区でございます。ありがとうございます。

青ヶ島村で、これが日本で一番小さな村で、160人の人口なのですけれども、目下、村長選挙が行われているところでございますが、無投票で当選です。この特区を活用しまして、本年度中に原酒であります「初垂れ（はなたれ）」の製造免許を取得いたしまして、平成30年度にはいよいよ幻の焼酎として島内で販売をするということを目指しております。最初にぽつりと垂れるところから「初垂れ（はなたれ）」で、逆に言えば、それは希少価値を意味するということでございまして、この小さな島が自ら生きていくということを、この特区の制度はこんなに有意義なのだということも示すためにも、ぜひとも、この特区を2020年大会の一つの目玉にも加えるなど、多摩や島嶼地域の観光振興・活性化に資する、その一つのネタにしていきたいと考えております。

そして資料の7ページでございますが、これは現在、2020年東京大会のメダルを、いわゆる小型の電子機器、早い話、携帯電話などに金、銀、銅がざくざく詰まっているということで、そこから今、リサイクルとしてといたしますか、御協力いただいて、提供していた

だいて、それで都市鉱山で2020年大会のメダリストのメダルにしようというキャンペーンをやっております。

この資料の7ページでご覧いただきますように、事業所におけます携帯電話やパソコンなどの使用済み小型電子機器を出す際には、リサイクル品として排出する場合でも産業廃棄物管理票。これはいわゆるマニフェストと呼んでいますが、これを交付することが必要なのです。私も環境大臣のときにこのマニフェストの取り扱いなど、いろいろと対応しましたけれども、今回ここでお願いしたいのは、その事務の負担感から特に中小企業においてリサイクルがなかなか進んでいないという状況がございます。そこで資源リサイクルを一層推進していくという観点からも、このマニフェストを不要にするといった事業者の負担感を軽減する策をぜひ実現したいということから提案をさせていただき次第でございます。

どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局 御説明ありがとうございました。

では、続きまして、東京特区推進共同事務局長の鈴木事務局長より補足の御発言をお願いいたします。

○鈴木事務局長 ありがとうございます。

内閣府及び東京都による東京特区推進共同事務局長というものが設置されまして約1年が経過いたしました。これまで待機児童の解消、介護施設不足の解消、女性活躍、働き方改革など、幅広い分野について検討し、区域会議での東京テレワーク推進センター設置を初め、数多くの提案を行ってまいりました。今回、小池知事から提案のありました事務系使用済み小型電子機器等の回収に係る規制の緩和というものについても、東京特区推進共同事務局長で議論を重ねた末に本日御提案に至ったものでございます。

引き続き内閣府と連携し、数多くの現場のアイデアを吸い上げ、規制改革の提案を行っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、民間事業者の方々からも御発言をお願いいたします。最初に、三菱地所の木村特別顧問、お願いいたします。

○木村特別顧問 どうもありがとうございます。不動産協会の会長も務めております、三菱地所の木村でございます。

先ほど小池知事からの御提案もございましたように、今回4つの都市再生プロジェクトの追加の提案がございました。八重洲二丁目中地区でございますが、東京駅と国際空港及び地方都市を結ぶ大規模な地下バスターミナルの整備、インターナショナルスクール、あるいは外国人ワーカーと家族の生活環境の整備を行う予定でございます。

虎ノ門・麻布台地区でございますが、多言語対応の医療施設、外国人にとっても暮らしやすい生活環境の整備、ビジネス、交通拠点の形成に資するような歩行者ネットワークの整備を進める予定でございます。

三田三・四丁目地区では、外国人・外資系の企業の集積に資するような国際水準の業務

機能、居住・生活支援の施設を整備するとともに、大規模な緑地等の整備を行う予定でございます。

浜松町二丁目地区でございますけれども、JR・モノレール浜松町駅の改良と合わせまして、東西の自由通路、国際コンベンションホール等の整備を行いまして、浜松町周辺の活性化を促進してまいりたいと思っております。

国際戦略特区についてはさまざまな議論がございますけれども、引き続き都市再生分科会の積極的な活用等によりまして、各プロジェクトのスピーディーな達成を実現して、シンガポールとか香港といったような海外の都市にも負けないような国際金融都市等の実現に貢献してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

では、続きまして、学校法人慶應義塾の竹内常任理事、お願いいたします。

○竹内常任理事 東京都民間分野の代表として発言させていただきます。

金融系、特に高度外国人材の受け入れを促進するためには、ぜひ本人、その家族の安心して受診できる医療環境を提供することが重要でございます。

東京都の医療分野におきましては、ここがございますように、これまで3つの医療機関において外国医師の特例認定を受けております。特に昨年、平成28年9月からは聖路加国際病院並びに聖路加メディローカスにおきましてアメリカ人医師が実際に診療を開始しております。また、慶應義塾大学病院におきましても英国人医師が英語による医師国家試験により合格いたしまして、本年8月、医師免許の交付を受けたところでございます。

今後、院内のさまざまなルールの検証を経まして、新病院等を開設、来年の5月以降、秋頃になりますが、これを目途といたしまして診療の開始を計画中でございます。それに先立ちまして、慶應義塾大学病院で勤務する特例対象外国医師が、当初は日本での診療経験を積む研修を目的といたしまして今回提案させていただきます「トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック」。ここで勤務できるように医療計画に追加するものでございます。

引き続き特区の特段の成果を着実に積み重ねてまいりまして、金融系外国人材を初めといたします外国人、その家族の方が英語等の母国語で安心して受診できる医療環境の整備並びにライフサイエンス産業の発展に貢献してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

東京圏の計画につきましては、後ほど3地域まとめて御議論をいただければと思います。

それでは、続きまして、福岡市・北九州市の計画案の審議に入りたいと思います。資料1－2をご覧くださいければと思います。

福岡市・北九州市におきまして、新たに4事業を区域計画に追加することとしております。

まず、2の（1）でございますが、道路法の特例でございます。

今回は、北九州市の副都心に当たる黒崎地区で新たに2カ所、黒崎駅前の商店街である

カムズ通り、それから、黒崎駅前のペデストリアンデッキにおきまして、それぞれ道路を活用してオープンカフェやマルシェ等の各種イベントを開催いたします。

次に、2の(6)の、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業でございます。

これは公務員がスタートアップ企業に転職し、3年以内にまた公務員に戻った場合、公務員としての勤続年数を通算して、退職手当に不利が生じない措置を講じるものであります。これにより公務員からの転職の拡大を図り、ベンチャーへの人材面での支援を行うものであります。福岡市・北九州市では既に7社が対象となっておりますが、今回ドレミング株式会社を追加したいという提案でございます。

次に、2の(13)に該当いたします、課税の特例措置活用事業でございます。

特区内において設立5年未満の法人が革新性のある事業を行った場合に、課税所得の2割の所得控除が受けられるものです。今回は福岡市のサウレテクノロジー株式会社が、IoT分野の取組みとして長距離の可視光通信を可能とする受光器解析システム等の開発を行います。これは全体の特例措置として同じように初活用の事例になるものでございます。

以上でございます。

それでは、本件につきまして、まず、高島福岡市長より御発言をお願いいたします。

○高島市長 よろしく願いいたします。区域会議の開催、首を長くして待っておりまして。梶山新大臣を中心に、これから地方都市もどんどんチャレンジの提案をしていきたいと思っております。

では、資料3の1ページ目をご覧ください。福岡市として提案させていただきましたスタートアップ法人減税活用がついに実現いたします。第1号はサウレテクノロジー株式会社です。

この事業者が開発している可視光通信は、Wi-Fiの100倍もの圧倒的な通信速度があるという次世代の技術でございます。このワイヤレス通信で、まさに今、第4次産業革命と言われていますが、IoTを活用したスマート工場。そうしたものが図られて、生産性の向上、ひいては我が国の産業が目指すコネクテッド・インダストリーズの実現に寄与していきたいと考えています。

今日お越しいただいておりますけれども、エストニア出身のケヴァイさんは、特区の規制改革によって実現したスタートアップビザ、そして法人減税、福岡市とエストニアとのMOUを活用した支援があるからこそ、福岡市で創業していただきました。

特区から生み出されたこの技術で、Society 5.0の実現にぜひ貢献をしていきたいと考えています。

2ページ目をご覧ください。ドレミング株式会社は世界のFintech100社にも選ばれた有望な企業なのですが、今回、事業拡大のため、国家公務員退職手当の特例を活用いたします。

計画認定については以上なのですが、さらに関連して、新規提案です。

現在、先ほど小池知事からもフィンテックのお話がありましたけれども、いろんなことが可能になっています。現金を直接使わずとも決済をできる時代であります。また、今、クラウドワーカーが非常に盛んになっています。地方への移住というものも進んできてい

る中で、いわゆるこれまでのような終身雇用で1カ月に1回、給料をもらうというやり方だけではなくて、例えば賃金の新しい受け取り方、受け取り方法のニーズも高まっています。そうした中で、労働基準法というものがあって、賃金は労働者の通貨や振り込みで直接支払うことというふうにされていて、縛りがあるわけです。

そこで、賃金支払いに関する規制改革を提案します。具体的には、労働者が買い物をする際に、その日の賃金額を上限にスマートフォンなど、そうした電子マネーなどの手段を使って企業からお店に代金を支払うことができるようにするものでございます。海外では2週間に1回の給料の支払いとか週払いというものも非常に多い中で、日本は月1回ですから、クラウドワーカーで、福岡も非常にそういう働き方の人は多いのですけれども、月1回の仕事をしただけでも、その支払いが1カ月後になってしまうという状況になっているわけです。こうしたものをぜひ改革をしていきたい。まずフィンテック特区の第1弾として、この規制改革を実現していきたいと思います。

3ページをご覧ください。航空法高さ制限のエリア単位での特例承認で、これが福岡市のど真ん中中のど真ん中、旧大名小学校跡地にて実現いたしました。まさに税を使わずに、規制緩和で町が大きく動き出すという取組みでございます。

これは福岡市独自の容積率緩和も組み合わせて天神ビッグバンというプロジェクトで進めているのですが、安心・安全で魅力あるまちづくりによって新たな企業誘致や雇用の創出を図っていきたい。航空局長の御理解もいただきながら、これからさらにエリア全体のまちづくりにつなげていくために、さらなる規制緩和を航空局と話し合いを続けていきます。

4ページをご覧ください。そして、その旧大名小学校跡地なのですが、今年の4月に「Fukuoka growth next」をオープンいたしました。

スタートアップの化学反応を起こすために、これまで好評だったスタートアップカフェとか雇用労働相談センター、それから市内全てのインキュベート、全部をこの1カ所に集積するという日本初のコンセントレーターとして、これは非常に機能しておりまして、雇用労働相談センターの相談件数も3カ月で247件、それからスタートアップカフェができてから、ここから起業した数も100件を超えているということでございまして、これは大変、スタートアップのムーブメントがこうしたものによってさらに高まっていることを御報告いたします。

以上のように、特区の規制改革を通しまして、スタートアップがチャレンジしやすい環境づくりを進めて、革新的な技術などを生み出すことで、国が推進されます未来投資戦略の実現に貢献していきたいと考えております。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、北九州市から今永副市長にお越しいただいています。よろしく願いいたします。

○今永副市長 北九州市でございます。よろしく願いいたします。

資料4をご覧いただきたいと思います。

まずは表紙をご覧くださいと思います。これにつきましては、本年7月から国定公園に指定されております平尾台におきまして、市街化調整区域としましては全国初となる特区民泊をスタートすることができましたので、御報告をさせていただきたいと思います。

1 ページをお開きください。エリアマネジメントの民間開放につきましては、これまで市内5カ所で実施しております。昨年度は365日中219日で実施し、延べ約170万人の方が訪れております。

2 ページをお開きいただきたいと思います。今回提案させていただく追加案件につきましては、本市の副都心、黒崎地区の2件でございます。周辺には安川電機の本社、それからロボット村もございます。また文化交流・国際交流の拠点が立地する、新たなにぎわいが生まれるポテンシャルを秘めた地域でございます。

黒崎地区の玄関口でございます黒崎駅のペデストリアンデッキと地区の中心でございます商店街でオープンカフェやマルシェを開催し、新たな人の流れをつくりたいと考えております。この黒崎地区がエリアに加わることによりまして、地域団体によるエリアマネジメントがさらに加速していくものと考えております。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、民間事業者の方から御発言いただきます。

サウレテクノロジー株式会社のケヴァイ代表取締役、通訳を通じてコンパクトにお願いいたします。

○ケヴァイ代表取締役 サウレテクノロジーの代表取締役をしております、カイド・ケヴァイと申します。

私どもの可視光通信の技術を使いました機器を使いますと、有線通信、あるいは無線通信にかわるもの、あるいはそのバックアップとして使えるものになってまいります。

もし、私どもの会社がスタートアップ法人減税の対象になることができたならば、非常に可能性を秘めたものとお認めいただいたということですので、非常に光栄に思っております。

この軽減措置を受けました資金に関しまして、さらに開発をスピードアップするために、その資金を活用したいと思っております。そして、さらに今後の開発について加速化を進めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

それでは、tugu. town黒崎実行委員会の藤戸代表理事、お願いいたします。

○藤戸代表理事 tugu. town黒崎実行委員会代表の藤戸と申します。

資料4の3ページをお開きください。

カムズイノベートプロジェクトは、商店街における新たな価値の創造への挑戦です。カムズ通りには北九州市の副都心、黒崎地区に位置する商店街で、住民の生活の場となっています。

本事業では、地域住民が買い物をするだけにとどまらず、道路を活用したオープンカフ

エやマルシェを継続的・日常的に開催し、商店街に新たな価値を創造することでさまざまな人が憩い、交流できる、活気あふれる通りにすることを目指します。

具体的には北九州近郊の魅力ある飲食物や雑貨のほか、障害者施設の作品を販売します。また、若手作家の作品も積極的に受け入れ、手応えがあった方には商店街で店舗を持ってもらうなど、スタートアップの場としても活用したいと考えています。

黒崎駅ペDESTリアンデッキの取組みと連携・協力しながら、他の商店街にも取組みを広げ、エリアとしての魅力を高め、新たな人の流れをつくりたいと考えています。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、続きまして、愛知県の計画案の審議をいたします。資料1－3をご覧ください。1事業追加、1事業変更でございます。

1つ目は、2の（4）の、農業への信用保証制度の適用。従来、常滑市に限定されていた本制度の適用を、農業の信用保証ということで、全県域に広げるというものでございます。

それから、4の（2）の「自動走行実証ワンストップセンター」でございます。先んじて取組みを進めておられましたところに、今回マッチング機能を追加し、改めて、この国家戦略特区制度のもとでスタートを本格的に支援していきたいということでございます。

お待たせいたしました。大村愛知県知事、御発言をよろしくお願いいたします。

○大村知事 愛知県知事の大村秀章です。本日はこの会議を開いていただきまして、ありがとうございます。

梶山新大臣、それから松本副大臣、長坂政務官をはじめ、関係の皆様には、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

また、この国家戦略特区制度をさらに活用して、日本経済の再生・再興に向けていきたい。私どもも全力で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、愛知県の資料5を開いていただきたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。まず農業への信用保証制度の適用につきましては、従来、「常滑市内」に限定しておりましたが、愛知県全域からですね、先進的な農家から問い合わせがあるということもありまして、全域に拡大し、その農業者の需要に広く応えていきたいというものでございます。

そして、2ページを開いていただきたいと思います。「自動走行の実証ワンストップセンター」の設置でございます。私ども愛知県では、平成26年度から、全国に先駆けて、自動走行に関する、こうしたワンストップサービスを提供してまいりました。そして今回、センターを設置することによりまして、中段にありますように、実験を希望する企業や大学等と実証地域となる市町村とのマッチングをさらに推進するなど、ワンストップサービス機能をさらに充実してまいりたいと考えております。

なお、私ども愛知県では、自動走行の実証実験を先導的に実施しております。26年度には県の有料道路で、27年度には名古屋市の公道で、そして28年度は愛知県内15の市町で2,800キロの公道で実証実験を実施し、29年度、今年度は10の市町で遠隔型自動走行を含む

実証実験、レベル4の実証実験にもチャレンジしようということで取り組んでおります。

今回、ワンストップセンターの設置を契機に、完全自動走行の早期実現に向けた取り組みを、地域を挙げて強力に推進してまいります。

続いて、3ページの「『農業支援外国人受入事業』の活用」であります。愛知県は、全国屈指の施設園芸の産地でありまして、国家戦略特区に指定されている10の地域の中で唯一、農業分野の外国人材の受入れを、法案提出に先立って提案をさせていただいております。既に県内の農協にもリサーチをかけ、もうニーズがあるということを把握しておりますので、この改正国家戦略特区法の施行後、速やかにこの特例を活用し、できるだけ早く、この、平成30年にもこの外国人材、農業分野での受入れができるように準備を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、4ページをご覧くださいと思います。「外国人雇用特区」の早期実現に関する提案でございます。本県では一昨年11月に、「資格・能力を有する外国人の新たな在留資格『産業人材』による受入れ」を提案いたしました。これまで国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングが3回行われ、昨年10月には、その場で関係省庁と議論していくことが了承されたということですが、その後なかなか進んでおりません。

未来投資戦略2017で示された、「幅広い分野における『外国人材』の受入れを促進」するとの方針に従って、速やかに必要な検討を進めていただきたいと思います。それでも規制改革が難しいということであれば「サンドボックス」制度を活用し、“まずやってみる”ことであり方を検証することを提案いたします。

その他にも本県が提案した規制改革事項がございまして、「医療ツーリズムの推進」、「近未来技術実証」、「有料道路コンセッションに係る運営権対価の一時金の活用」等に関する規制改革についても、早期に実現できるようにお願いしたいと存じます。

以上です。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

一部、機材の不調、申しわけございません。

それでは、民間有識者の方々からも御意見を伺いたいと思います。意見交換に入りたいと思います。どなたからでも結構でございます。よろしくお願いいたします。

八田先生、お願いいたします。

○八田議員 多くの重要な御提案をありがとうございました。

実に多様な分野でこの特区の提案がなされていましたが、幾つかに分類できると思います。

第1に、大都市間の国際競争に日本の都市が打ち勝つための手だてが幾つか提案されました。小池知事が提案された、東京における都市再生プロジェクトは、その中核です。高島市長が提案された、福岡都心における高さ制限の緩和もその一つです。また東京において外国人が医療サービスを受け入れやすくするという提案も都市の国際競争に打ち勝つのに役立ちます。

第2は、イノベーションに対する対応です。大村知事、それから、小池知事がおっしゃった自動走行のワンストップセンター開設はまさに象徴的であります。それから、高島市

長がおっしゃった課税特例を与えることもイノベーションを促進しようということです。

第3は、観光です。北九州市の今永副市長は、市街化調整区域で初めて民泊を導入して、そこに観光客を誘致しようということを提案されました。

最後は大村知事が提案された、外国人の農業への導入です。

これについて私の考えを述べたいと思います。高い技術を持った外国人に農業で働いていただくのは当然だろうと思うのです。ただし、低所得の人を入れて日本の人手不足に対応するということになると、日本人の農業労働者の給料がその分安くなり、日本人の間での格差の拡大につながると思います。

大村知事の御提案は、格差の拡大につなげないということが今までの議論でもはっきりしています。そこを明確にさせていただいて、かなり高めの給料で高度な人材のみが入る制度にする必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

では、八代先生、お願いいたします。

○八代議員 ありがとうございます。

最初に小池知事がおっしゃいました、国際金融都市実現に向けた特区の活用という点で、高度の技術を持つ外国人の方は単身では赴任しないで、家族と一緒に来るわけです。そのときに大事なものは病院と子どもの学校で、病院については、外国人対応の病院が徐々に広がっているのですが、問題は学校です。インターナショナルスクールや外国大学の日本校が日本では企業並みの扱いで、税制上、非常に不利な立場に置かれている。

別に優遇する必要はないのですが、日本の学校とできるだけ平等な立場で運営ができるようにすることで、もっと多くのインターナショナルスクール等が広がれば、高度外国人の増加だけでなく、日本の学校教育の質を高めるための競争圧力にもなるわけです。これはほかの国際都市である福岡、北九州、名古屋等についても同じわけですが、ぜひ病院と学校というものが、この国際金融都市をつくる時に重要な役割を果たすということで、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

原委員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

○原座長代理 はい。

○事務局 すみません。ではここで、よろしければ松本副大臣、長坂政務官、もし御意見があれば。

松本副大臣、いかがでしょうか。

○松本副大臣 いや、特にありません。早くやりましょう。

○事務局 わかりました。

長坂政務官、いかがでしょうか。

○長坂政務官 結構です。スピード感を持ってやることが大事だと思います。

○事務局 進行が押しておりまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、よろしければ、ただいま御審議いただきました３区域の計画案につきまして、本日の合同区域会議で決定したいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○事務局　ありがとうございました。

それでは、本件につきましては、次回の特区諮問会議に諮った上で、速やかに認定の手続に入らせていただきます。

なお、特区法８条第３項及び第４項に基づく公表・申出の手続についても、並行して実施いたします。

それでは、最後に梶山大臣より御発言をお願いいたします。

○梶山大臣　活発な御議論をありがとうございました。

本日決定いただきました計画につきましては、速やかに特区諮問会議で審議、総理認定へと進めてまいりたいと考えております。

今後とも、規制改革による地方創生を加速するために、積極的な改革提案、特区メニューのさらなる活用、そして改革意欲あふれる知事・市長の御活躍をお祈りいたしたいと思っております。

以上です。

○事務局　ありがとうございました。

それでは、これで合同区域会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局より後日御連絡いたします。

遅くなりまして申しわけございません。本日はどうもありがとうございました。